

令和6年度における行政機関情報公開法の施行の状況について

令和7年9月
総務省行政管理局

I 調査の目的

この調査は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

II 対象機関

法第2条第1項各号に規定する行政機関の全て（51機関）

第1号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関（8機関）

内閣官房、内閣法制局、国家安全保障会議、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靭化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、船舶活用医療推進本部、認知症施策推進本部、人事院、デジタル庁及び復興庁

（注）事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、下線を付した各機関については内閣官房の内数として、また、二重下線を付した各機関については内閣府の内数として整理した。内数として整理した機関数については、上記の対象機関数からは除いている。

第2号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）（9機関）

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁及びこども家庭庁

第3号 国家行政組織法第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）（31機関）

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁

第4号 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの（1機関）

＜国家公安委員会に置かれる特別の機関＞
警察庁

第5号 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの（1機関）

＜法務省に置かれる特別の機関＞
検察庁

第6号 会計検査院

（注） 調査対象期間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）後における行政機関の組織改編については、本文末の別表参照。

III 対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの状況について、令和7年3月31日現在で調査
(本文中に引用している法令及び条項は令和7年3月31日時点のものである。)

IV 調査の結果

1 開示請求の件数

(1) 令和6年度に各行政機関に対して行われた開示請求は、表1のとおり215,425件であり、令和5年度に比べて9,765件増加している。

開示請求は、本省庁のほか、権限が委任された地方支分部局、施設等機関等でも受け付けられており、195,517件(90.8%)が本省庁以外での受付となっている。

また、開示請求の態様を方法別でみると、窓口に来所又は郵送によるものが208,034件(96.6%)、オンラインによるものが7,391件(3.4%)となっている。

各調査項目に係る行政機関別内訳については、資料1を参照(以下同じ。)。

表1 開示請求の件数

(単位:件、%)

	開示請求の件数	受付別		方法別	
		本省庁	その他	来所・郵送	オンライン
令和6年度 (比率)	215,425 (100)	19,908 (9.2)	195,517 (90.8)	208,034 (96.6)	7,391 (3.4)
令和5年度 (比率)	205,660 (100)	19,039 (9.3)	186,621 (90.7)	199,687 (97.1)	5,973 (2.9)

(2) 主な開示請求の内容について、開示請求件数が多い上位5機関の状況をみると表2のとおりとなっている。

表2 開示請求件数が多い上位5機関の件数及び主な内容

(単位:件)

行政機関名	開示請求件数	主な開示請求の内容
法務省	156,659	不動産登記の受付状況に関する文書(不動産登記受付帳)(138,476)
国土交通省	25,485	土木工事及び建設コンサルタント関係業務等の設計書に関する文書(9,679)
厚生労働省	11,971	医薬品・医療機器の承認関係に関する文書(4,030)
防衛省	4,967	自衛隊・米軍施設等の工事等に関する文書(1,699)
国税庁	4,177	法人名簿(設立)(1,174)

(注) 各行政機関の主な開示請求の内容については、資料2を参照。

2 開示決定等の状況

(1) 開示決定等の件数

令和6年度には、表3のとおり、202,524件の決定がされ、このうち、開示決定（全部を開示する決定及び一部を開示する決定）がされたものが198,940件（98.2%）、不開示決定がされたものが3,584件（1.8%）となっている。また、開示決定がされたもののうち、開示請求に係る行政文書について全部を開示する決定がされたものが25,912件（12.8%）、一部を開示する決定がされたものが173,028件（85.4%）となっている。

なお、開示決定がされたものの中に、法第7条に基づく公益裁量開示（不開示情報が記録された行政文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長の裁量により開示されたもの）はみられなかった。

また、開示決定がされたものの、開示請求者からの開示実施の申出がなかったものは、7,185件（3.6%）となっている。

表3 開示決定等の件数

（単位：件、%）

計	開示決定等				不開示決定	
	小計	開示決定		全部を開示		
		一部を開示				
令和6年度 (比率)	202,524 (100)	198,940 (98.2)	25,912 (12.8)	173,028 (85.4)	3,584 (1.8)	
令和5年度 (比率)	192,569 (100)	188,608 (97.9)	26,971 (14.0)	161,637 (83.9)	3,961 (2.1)	

(注) 1 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。

2 開示決定したもののうち、公益裁量開示は0件（令和5年度も0件）、開示実施の申出がなかったものは7,185件（令和5年度は6,919件）である。

(2) 開示決定等の期限の遵守状況

ア 行政機関の長は、開示請求があったときは、①開示請求があった日から30日以内に開示決定等をしなければならない（法第10条第1項）が、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができるとされている（同条第2項）。また、③開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定等の期限の特例として、60日以内に行政文書の「相当の部分」につき開示決定等をし、残りの行政文書については「相当の期間」内（具体的期限については開示請求者に通知）に開示決定等をすれば足りることとされている（法第11条）。

令和6年度において開示決定等がされた202,524件についてみると、表4のとおり、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日以内に決定されたものが185,302件（91.5%）、法第10条第2項に基づく期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたものが11,843件（5.8%）、法第11条に基づく期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定されたものが4,967件（2.5%）となっている。

表4 期限の延長、遵守の状況

(単位：件、%)

開示決定等 件数	延長手続を採らなかつたもの		延長手続を採ったもの（法第10条第2項）		期限の特例規定を適用したもの（法第11条）		合計		
	期限内に決定がされたもの (a)	期限を超過したものの (b)	期限内に決定がされたもの (c)	期限を超過したものの (d)	期限内に決定がされたもの (e)	期限を超過したものの (f)	期限内に決定がされたもの (a+c+e)	期限を超過したものの (b+d+f)	
令和6年度 (比率)	202,524 (100)	185,302 (91.5)	137 (0.1)	11,843 (5.8)	183 (0.1)	4,967 (2.5)	92 (0.0)	202,112 (99.8)	412 (0.2)
令和5年度 (比率)	192,569 (100)	175,461 (91.1)	78 (0.0)	11,816 (6.1)	140 (0.1)	5,049 (2.6)	25 (0.0)	192,326 (99.9)	243 (0.1)

なお、期限までに開示決定等がされなかつたものについては、延長手続を探ることなく開示請求があつた日から30日を過ぎて決定されたものが137件、延長手続が採られたものの当該延長した期限を過ぎて決定されたものが183件、期限の特例規定を適用したもの開示請求者に通知した期限を過ぎて決定されたものが92件の計412件（0.2%）となつてゐる。

また、調査日現在、処理中の事案で既に期限を過ぎているものは、延長手續が採られることなく開示請求があつた日から30日が過ぎているものが45件、延長手續が採られたものの当該延長した期限を過ぎているものが14件、法第11条の期限の特例規定を適用したもの開示請求者に通知した期限を過ぎているものが4件の計63件みられる。

これらを行政機関別にみると、期限までに開示決定等がされなかつたものは表5、処理中の事案で既に期限を過ぎているものは表6のとおりとなつてゐる。

関係行政機関では、期限までに開示決定等がされなかつた理由について、対象文書が大量であったこと、開示・不開示の審査に慎重な検討を要したこと、第三者意見照会や協議先課室における確認などに時間を要したこと、担当課室に多くの開示請求が集中し、また、開示請求以外の業務も多忙であったこと、事案管理等の事務処理に誤りがあつたことなどを挙げてゐる。また、再発防止策として、事務処理についての的確な見通しを立てることができるよう情報公開窓口と担当部局との連携を強化し進行管理を徹底する、文書の量や作業の見通しに応じて柔軟に体制強化や分担の見直しを行う、担当課室内において進捗状況を共有して優先順位を付けつつ事務処理を行う、複数名での事務処理の確認などとしている。

総務省は、これらの事案の実情も踏まえつつ、関係行政機関との相談や助言を通じ、開示決定等の進行管理が徹底されるように努める。

表5 期限までに開示決定等がされなかつたものの行政機関別内訳

- ① 延長手続を採らなかつた事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかつたもの
(単位：件)

行政機関名	件数
宮 内 庁	6
法 務 省	1
国 税 庁	3
厚 生 労 働 省	124
国 土 交 通 省	3
計	137

(注) 各事案の概要については、資料3を参照。

- ② 法第10条第2項の延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかつたもの

(単位：件)

行政機関名	件数
内 閣 府	2
宮 内 庁	1
消 費 者 庁	2
デ ジ タ ル 庁	1
文 部 科 学 省	1
厚 生 労 働 省	168
林 野 庁	1
国 土 交 通 省	7
計	183

(注) 各事案の概要については、資料4を参照。

- ③ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限までに開示決定等がされなかつたもの

(単位：件)

行政機関名	件数
内 閣 府	1
宮 内 庁	11
外 務 省	5
厚 生 労 働 省	31
国 土 交 通 省	41
防 衛 省	3
計	92

(注) 各事案の概要については、資料5を参照。

表6 調査日現在、処理中の事案のうち、開示決定等の期限を過ぎているものの行政機関別内訳

① 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日を超過しているもの

(単位：件)

行政機関名	件数
厚生労働省	45
計	45

(注) 各事案の概要については、資料6を参照。

② 法第10条第2項の延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限を超過しているもの

(単位：件)

行政機関名	件数
厚生労働省	14
計	14

(注) 各事案の概要については、資料7を参照。

③ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限を超過しているもの

(単位：件)

行政機関名	件数
外務省	3
厚生労働省	1
計	4

(注) 各事案の概要については、資料8を参照。

イ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案5,059件のうち、開示請求があった日から開示決定等がされた日までに1年超を要したもののは548件あった。

関係行政機関では、1年超を要した理由について、対象文書が著しく大量であり、不開示情報該当性の精査に時間を要したこと、担当課が恒常に多忙であり、また、同時期に多数の開示請求があったこと、機微な性質に鑑み慎重な判断を要したことなどを挙げている。

(注) 1年超を要したもの548件の概要については、資料9を参照。

(3) 不開示の理由

ア 不開示の決定及び一部を開示する決定の不開示部分について不開示とした理由をみると、表7のとおり、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当することによるもの、開示請求に係る行政文書の不存在によるもの、存否応答拒否（開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、その存否そのものを明らかにせず拒否処分をすること）によるものなどがある。

表7 不開示理由の内訳

(単位：件、%)

	不開示の決定と一部を開示する決定の件数	不開示理由の内訳			
		不開示情報に該当	行政文書不存在	存否応答拒否	その他
令和6年度 (比率)	176,612	173,280 (98.1)	3,872 (2.2)	461 (0.3)	254 (0.1)
令和5年度 (比率)	165,598	162,187 (97.9)	3,968 (2.4)	480 (0.3)	282 (0.2)

(注) 1 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、内訳の合計は「不開示の決定と一部を開示する決定の件数」と一致しない場合がある。内訳欄の比率は「不開示の決定と一部を開示する決定の件数」を100とした場合の比率である。

2 「その他」は、開示請求書における形式上の不備、法の適用除外又は開示請求権の濫用を理由とするものである（「その他」の内訳については下記ウ及び表9参照）。

イ 不開示情報に該当することを理由とするもの173,280件について、法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表8のとおり、個人に関する情報（第1号）に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報（第2号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第6号）に該当するものの順になっている。

また、存否応答拒否（法第8条）によるもの461件について、存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、個人に関する情報（第1号）が最も多く、次いで、法人等に関する情報（第2号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第6号）に該当するものの順になっている。

表8 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(単位：件、%)

不開示情報の区分	不開示情報に該当（比率）		存否応答拒否（比率）	
	173,280	461		
内訳	第1号 個人に関する情報	151,638 (87.5)	230 (49.9)	
	第1号の2 匿名加工情報等	14 (0.0)	0 (-)	
	第2号 法人等に関する情報	130,609 (75.4)	195 (42.3)	
	第3号 国の安全等に関する情報	1,803 (1.0)	7 (1.5)	
	第4号 公共の安全等に関する情報	4,326 (2.5)	23 (5.0)	
	第5号 審議、検討等に関する情報	2,016 (1.2)	15 (3.3)	
	第6号 事務又は事業に関する情報	10,949 (6.3)	72 (15.6)	

(注) 1件の決定において複数の不開示情報の区分に該当するものがあるため、内訳の合計は「不開示情報に該当」及び「存否応答拒否」件数と一致しない場合がある。内訳欄の比率は最上欄の件数を100とした場合の比率である。

ウ 表7の不開示理由の「その他」254件の内訳をみると、表9のとおり、開示請求に係る対象文書の特定が不十分であるなどの開示請求の形式上の不備を理由とするものほか、法の適用除外を理由とするものがある。

なお、開示請求権の濫用を理由とするものは2件あった。

表9 「その他」を理由とするものの内訳

(単位：件、%)

\		その他					
		形式上の不備		対象文書の特定不十分	その他	法の適用除外	開示請求権の濫用
令和6年度 (比率)	254	211	114 (54.0)		102 (48.3)	65	2
令和5年度 (比率)	282	235	133 (56.6)		103 (43.8)	47	25

(注) 1 1件の決定において複数の事由に該当するものがあるため、各内訳を集計した件数と合計の値が一致しない場合がある。

2 「形式上の不備」の内訳欄の比率は「形式上の不備」件数を100とした場合の比率である。

(4) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、①当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができることとされ（法第13条第1項（任意的意見聴取））、②公益上の理由により開示しようとするときには、当該機会を与えなければならないこととされている（同条第2項（必要的意見聴取））。

また、当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定日と開示の実施日との間に少なくとも2週間を置き、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならないこととされている（法第13条第3項）。

令和6年度において第三者に対して意見書の提出の機会を付与した事案は、表10のとおり、法第13条第1項に基づいて意見書の提出の機会を付与したもの（任意的意見聴取）が2,504件、これに対して開示に反対する旨の意見書が提出されたものが2,105件あり、法第13条第2項に基づいて意見書の提出の機会を付与したもの（必要的意見聴取）が1件、これに対して開示に反対する旨の意見書が提出されたものはなかった。

表10 第三者に対する意見書提出の機会の付与等の状況

(単位：件、%)

	法第13条第1項に基づき意見書の提出の機会を付与 (任意的意見聴取)	意見書の提出				法第13条第2項に基づき意見書の提出の機会を付与 (必要的意見聴取)			
		意見書の提出		反対する旨の意見書	3項通知	意見書の提出		反対する旨の意見書	3項通知
		反対する旨の意見書	3項通知			反対する旨の意見書	3項通知		
令和6年度 (比率)	2,504 (100)	2,343 (93.6)	2,105 (84.1)	2,050 (81.9)	1 (100)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
令和5年度 (比率)	4,143 (100)	4,084 (98.6)	3,887 (93.8)	3,834 (92.5)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)

(注) 「3項通知」は、意見書の提出の機会を付与した第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された事案のうち、開示決定を行い、法第13条第3項の規定に基づき当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知したものの件数である。

3 審査請求の件数と処理の状況

(1) 審査請求の件数

ア 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、行政機関の長（法第17条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員が処分庁又は不作為庁である場合には、当該処分庁又は不作為庁の最上級行政庁である行政機関の長）に対し、審査請求をすることができる。

令和6年度には、表11のとおり、2,381件の審査請求が行われている。

表11 審査請求の件数

(単位：件)

審査請求の件数	
令和6年度	2,381
令和5年度	3,662

イ 審査請求の理由をみると、表12のとおり、不開示の決定（一部を開示する決定の不開示部分を含む。）が最も多く、1,041件となっており、次いで、行政文書の特定に対する不服に対する不服が854件となっている。また、不作為に対する不服が823件となっている。

表12 審査請求の理由

(単位：件)

	開示請求者からの審査請求		第三者からの審査請求		計
不開示の決定（一部を開示する決定の不開示部分を含む。）に対する審査請求	不開示情報に該当することを理由とする不開示決定に対する不服、行政文書の不存在を理由とする不開示決定に対する不服等	1,041		—	1,041
開示決定に対する審査請求	行政文書の特定に対する不服（開示決定をされた行政文書以外にも開示請求対象文書があるはずである、開示請求した文書と開示決定をされた文書が異なるなど）	854	自己に関連する情報が記録された行政文書が開示されることとなる決定に対する不服	0	854
その他の審査請求	不作為に対する不服	823		—	1,083
	上記以外	260			

(注) 1件の審査請求において複数の理由があるものはそれぞれに計上しているため、本表における件数の合計値は、表11の審査請求の件数とは一致しない場合がある。

(2) 審査請求の処理状況

審査請求を受けた行政機関の長は、①審査請求が不適法で却下する場合、②裁決で審査請求の全部を認容し当該審査請求に係る行政文書の全部を開示する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決をすることとされている（法第19条第1項）。

(注) 会計検査院を除く行政機関の長は、総務省情報公開・個人情報保護審査会、会計検査院の長は会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされている。令和6年度は、会計検査院の長が受け付けた審査請求事案は9件あり、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問は4件、答申は5件行われている。

令和6年度において行政機関の長が処理すべき審査請求事案は、同年度に行われた2,381件及び令和5年度から持ち越された5,485件の計7,866件となっている。

この7,866件について、その処理状況をみると、表13のとおり、裁決が行われ処理済みとなっているものが2,453件（31.2%）、取下げが35件（0.4%）、処理方針を検討中である、審査会に諮問中であるなどにより令和7年度に処理を持ち越しているものが5,378件（68.4%）となっている。

(注) 「審査請求事案」には改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立て及び審査請求を含み、また、「裁決」には改正前の同法に基づく裁決及び決定を含む（以下同じ）。

表13 審査請求の件数と処理状況

(単位：件、%)

	処理すべき件数		処理済	取下げ	処理中 (次年度に持ち越し)		
	新規審査 請求件数	前年度か らの持ち 越し件数			処理方針の 検討中、審査 会への諮問 準備中等	審査会に 諮問中	審査会の 答申後、裁 決の準備 中
令和6年度 (比率)	7,866 (100)	2,381	5,485	2,453 (31.2)	35 (0.4)	5,378 (68.4)	3,130 (39.8)
令和5年度 (比率)	8,605 (100)	3,662	4,943	3,132 (36.4)	23 (0.3)	5,450 (63.3)	3,919 (45.5)

(注) 1 「処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等」には、不適法な審査請求であるなど審査会への諮問を要しない事案について裁決の準備をしているものを含む。

2 令和5年度に審査請求がされた段階では1件としていた事案を令和6年度に入ってから補正により複数の事案に分割した場合や、複数の審査請求事案を補正により1件にまとめる場合などがあるため、令和6年度の「前年度からの持ち越し件数」と令和5年度の「処理中（次年度に持ち越し）」の件数は一致しない場合がある。

(3) 裁決の状況

ア 令和6年度に処理済みとされた2,453件についてみると、表14のとおり、審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったものが1,268件、審査会に諮問しないで裁決を行ったもの（審査請求が不適法であること等により審査会に諮問する必要がなかったもの）が1,185件となっている。

裁決の内訳をみると、審査請求に理由がないとして棄却したものが935件（38.1%）、審査請求に理由があるとして開示決定等の全部又は一部の取消し又は変更をしたもの（審査請求の認容又は一部認容）が計320件（13.0%）、審査請求が不適法であるとして却下したものが1,179件（48.1%）となっている。

なお、令和6年度は、審査会に諮問し、その答申を受けた行政機関の長が、答申の内容と異なる内容の裁決を行ったものが5件あった。

表14 審査請求に対する裁決の状況

(単位：件、%)

	棄却	認容	一部認容	却下	その他	計
審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	—	6	—	1,179	0	1,185
審査会に諮問し、答申を受けたもの	935	66	248	—	19	1,268
計 (比率)	935 (38.1)	72 (2.9)	248 (10.1)	1,179 (48.1)	19 (0.8)	2,453 (100)

(注) 「審査会に諮問しないで裁決を行ったもの」には諮問を取り下げたものを含む。

イ 審査請求を受けてから裁決をするまでの期間をみると、表15のとおり、2年を超える期間を要したものが495件（20.2%）となっている。

表15 審査請求を受けてから裁決をするまでの期間

(単位：件、%)

	裁決 件数	1年以内	1年超 2年以内	2年超
令和6年度 (比率)	2,453 (100)	1,476 (60.2)	482 (19.6)	495 (20.2)
令和5年度 (比率)	3,132 (100)	2,500 (79.8)	320 (10.2)	312 (10.0)

ウ 行政不服審査制度は、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図ることを目的とし、審査請求事案はできる限り速やかに処理されることが求められている。

このため、行政機関における審査請求事案の事務処理の迅速化を図るため、平成17年8月に各府省申合せを行った。これにより、審査会への諮問については、改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については審査請求を受けてから30日以内、他の事案についても特段の事情のない限り90日以内に行い、また、答申後の裁決については、原処分を妥当とする答申などにあっては30日以内、他の事案についても特段の事情のない限り60日以内に行うこととしている。

令和6年度に審査会に諮問した1,980件について、審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間をみると、表16のとおり、90日を超えているものが1,051件(53.1%)となっている。

また、調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等としているもの3,130件をみると、審査請求を受けてから既に90日を経過しているものが2,884件(92.1%)となっている。

表16 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単位：件、%)

	審査会に諮問した件数	処理方針の検討中、 審査会への諮問準備中等の件数	
		うち審査請求を受けて から審査会に諮問する までに90日超を要した もの	うち審査請求を受けて からの経過日数が90日 を超過しているもの
令和6年度 (比率)	1,980 (100)	1,051 (53.1)	3,130 (100)
令和5年度 (比率)	1,515 (100)	673 (44.4)	3,919 (100)

審査請求を受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要した1,051件及び調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問の準備中等で、審査請求を受けてから既に90日を超過している2,884件を行政機関別にみると、表16-①及び表16-②のとおりとなっている。

関係行政機関では、これらの理由について、過去に多数の審査請求を受けており先行する案件から対応せざるを得ないこと、複数の関係部署や他の行政機関等との意見調整や検討が必要なことなどから、原処分の精査・検討及び事実関係の確認に時間を見たこと、担当課室において所管業務や他の多数の開示請求及び審査請求の対応が著しく多忙であったことなどを挙げている。また、再発防止策として、類似内容の審査請求についてまとめて手続を

行うなど事務処理の効率化を図る、情報公開窓口と担当課室との連携を強化し進行管理を徹底する、関係職員間における情報や認識共有の徹底、担当課室における体制の強化等を図る、情報公開窓口から担当課に情報共有等の必要なサポートを強化するなどとしている。

総務省は、これらの事案の実情も踏まえつつ、関係行政機関との相談や助言を通じ、審査請求事案の進行管理が徹底されるように努める。

表16-① 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要したもの

(単位：件)

行政機関名	件数
法務省	77
外務省	4
厚生労働省	68
特許庁	37
国土交通省	40
防衛省	825
計	1,051

(注) 各事案の概要については、資料10を参照。

表16-② 調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問の準備中等としている事案のうち、審査請求を受けてから90日を超過しているもの

(単位：件)

行政機関名	件数
カジノ管理委員会	12
こども家庭庁	5
法務省	121
外務省	56
財務省	4
厚生労働省	32
特許庁	105
国土交通省	48
観光庁	1
防衛省	2,500
計	2,884

(注) 各事案の概要については、資料11を参照。

エ 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間をみると、表17のとおり、審査会の答申を受けて令和6年度に裁決を行った1,268件のうち、60日を超えているものが78件（6.2%）となっている。

また、調査日現在、審査会の答申を受けて裁決の準備中である266件のうち、答申を受けてから既に60日を経過しているものが115件（43.2%）となっている。

表17 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間

(単位：件、%)

	審査会の答申を受けて 裁決を行った件数	審査会の答申を受けて 裁決の準備中である件数		
		うち答申を受けてから 裁決まで60日超を要し たもの	うち答申を受けてから の経過日数が60日を超 過しているもの	
令和6年度 (比率)	1,268 (100)	78 (6.2)	266 (100)	115 (43.2)
令和5年度 (比率)	891 (100)	69 (7.7)	235 (100)	104 (44.3)

審査会の答申を受けてから裁決までに60日超を要した78件及び調査日現在、審査会の答申を受けて裁決の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日を超過している115件を行政機関別にみると、表17-①及び表17-②のとおりとなっている。

関係行政機関では、これらの理由について、対象文書が大量であり、確認・検討に時間を要したこと、担当課室において所管業務や他の多数の開示請求及び審査請求の対応が著しく多忙であったことなどを挙げている。また、再発防止策として、情報公開窓口から担当課に情報共有やノウハウを活かした必要なサポートを行い進行管理する、体制の強化等を図るなどとしている。

総務省は、これらの事案の実情も踏まえつつ、関係行政機関との相談や助言を通じ、審査請求事案の進行管理が徹底されるように努める。

表17-① 審査会の答申を受けてから裁決までに60日超を要したもの

(単位：件)

行政機関名	件数
デジタル庁	1
法務省	9
外務省	7
厚生労働省	24
資源エネルギー庁	1
特許庁	9
国土交通省	22
防衛省	3
会計検査院	2
計	78

(注) 各事案の概要については、資料12を参照。

表17-② 調査日現在、答申を受けて裁決の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日を超過しているもの

(単位：件)

行政機関名	件数
外務省	44
厚生労働省	11
特許庁	59
国土交通省	1
計	115

(注) 各事案の概要については、資料13を参照。

(4) 審査会における審査状況

審査会では、表18のとおり、令和6年度に新たに諮問を受けた1,494件及び令和5年度からの持ち越し事案1,066件の計2,560件から、途中で取り下げられた28件を除いた計2,532件の諮問事案に対し、1,154件の答申を行っている。この1,154件の答申を内容別にみると、諮問庁（審査会に諮問した行政機関の長）の開示・不開示の判断を妥当としたものが871件（75.5%）、一部妥当でないとしたものが205件（17.8%）、妥当でないとしたものが78件（6.8%）となっている。

表18 審査会における審査状況

(単位：件、%)

	審査会	新規諮問件数	前年度からの持ち越し件数	計	答申件数	答申類型			取下げ件数	次年度に持ち越した件数
						諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	諮問庁の判断は妥当でないとしたものの		
令和6年度	総務省	1,490	1,064	2,554	1,149	868	204	77	28	1,377
	会計検査院	4	2	6	5	3	1	1	0	1
	計(比率)	1,494	1,066	2,560	1,154 (100)	871 (75.5)	205 (17.8)	78 (6.8)	28	1,378
令和5年度	総務省	1,265	748	2,013	914	719	144	51	35	1,064
	会計検査院	1	6	7	5	4	1	0	0	2
	計(比率)	1,266	754	2,020	919 (100)	723 (78.7)	145 (15.8)	51 (5.5)	35	1,066

(注) 1 濟問庁では、複数の審査請求事案を1件にまとめて審査会に諮問する場合等があるため、表13の「審査会に諮問中」の件数と本表の「次年度に持ち越した件数」、表16の「審査会に諮問した件数」と本表の「新規諮問件数」とは一致しない場合がある。

2 答申類型は、原則として諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

3 本表は、総務省情報公開・個人情報保護審査会（会計検査院に係る数値にあっては会計検査院情報公開・個人情報保護審査会）が取りまとめた数値による。

4 手数料の減免

法第16条第3項及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号。以下「令」という。)第14条第1項において、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるとき(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けているとき等)は、行政機関の長は、開示請求1件につき2,000円を限度として当該手数料を減免することができることとされている。

この手数料の減免制度により、令和6年度には、表19のとおり、49件の申請があり、このうち40件について減免がされている。

なお、令第14条第4項においては、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施方法により一般に周知させることが適当であると行政機関の長が認めるときは、開示実施手数料を減免することができるとされているが、令和6年度は減免された例はなかった。

表19 開示実施手数料の減免の状況

(単位：件)

申請件数	令第14条第1項による減免						令第14条第4項による減免	
	減 免		減免を認めなかつたもの	審査中	取下げ			
	生活保護	その他						
令和6年度	49	40	14	26	8	1	0	
令和5年度	36	22	18	4	13	0	1	

(別表)

○ 調査対象期間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）後における行政機関の組織改編

旧機関名	異動	新機関名
—	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号）の公布の日（令和7年5月23日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日 新設	サイバー通信情報監理委員会

(注) 本表は、令和7年9月1日現在で把握している状況を記載している。